

会計年度任用職員を募集します

(こども部 こども政策課)

職 種	児童厚生員（児童センター職員）	
業務内容	児童の遊びの指導、日誌・児童センターだより等の作成、行事に関する立案・実施、消耗品等の買い出し、館内外の清掃及び維持管理に関する事、その他児童センターに関する業務	
応募資格	次のいずれかに該当する方 1. 児童厚生員資格を有する方 2. 保育士資格を有する方 3. 教諭免許状(幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれか)を有する方 4. 社会福祉士資格を有する方 5. 高卒で2年以上児童福祉事業の実務経験を有する方 6. 上記以外で児童センターに興味のある方	
任用期間	採用日～令和9年3月31日（1ヶ月間は条件付採用期間となります。）	
勤務日	週5日（月曜日から土曜日のシフト勤務）	
勤務時間	8時30分から18時まで（7時間/日 35時間/週）シフト制	
勤務場所	長田児童館（宜野湾市長田3-28-1 2F）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大10日）、子の看護休暇（最大5日）、夏季休暇（最大3日）、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	妊娠疾病、介護時間等
報酬額（時給額）	1～4の有資格者 時給1,467円～1,516円 5～6の無資格者 時給1,290円～1,368円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末勤勉手当	年4.65月分（6月と12月に支給） ※任用期間等により対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給 ※通勤距離が2km以上の方が対象
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2ヶ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合保険（健康保険）の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満	

	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・学生でないこと ・2カ月を超える任用があること <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週の所定労働時間が20時間以上 ・31日以上継続して雇用される見込みのもの
労災保険	あり
必要書類	<p>別添の宜野湾市会計年度任用職員申込書（市販の履歴書でも可） 資格を証明する書類の写し</p>
応募方法	上記必要書類をこども政策課へ提出して下さい。（郵送、持参いずれも可）
選考方法	書類選考と面接（書類選考後、該当者のみ面接のご連絡を差し上げます）
応募期間	定員に達し次第終了
備考	
問合せ先	こども政策課こども育成係 098-893-4463（直通）

